

文化創造都市高岡推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 高岡市における地域文化を基に、文化、芸術が有する創造性を認識し、多分野と連携・融合することで新たな文化・産業を構築する「文化創造都市高岡」の実現を目指し、その実現に向けての提言や具体的な施策につながる事業等の企画の提案を受けるため、文化創造都市高岡推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 高岡市における「文化創造都市」の実現に向けた提言に関すること
- (2) 高岡市における「文化創造都市」の実現に向けた事業等の企画に関すること
- (3) 高岡市における「文化創造都市」のビジョンの審議に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「文化創造都市」の推進に必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- 2 懇話会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選によるものとする。
- 4 副委員長は、委員長が指名するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(職務)

第5条 委員長は、懇話会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 懇話会は、必要に応じ関係者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、経営企画部都市経営課文化創造推進室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

平成25年5月24日施行

平成26年4月1日改正